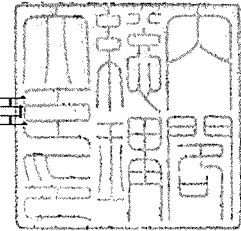




府 公 第 120 号
平成 25 年 6 月 18 日

独立行政法人国立公文書館長 殿

内閣総理大臣



歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画について（意見照会）

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成 21 年 8 月 5 日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ）に基づき、別添（写）のとおり最高裁判所長官から移管計画案の送付がありましたので、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴館の意見を求めます。

記

送付のあった移管計画案に基づき移管を受けることの適否

